

たなか事務所だより

2017年
12月号

特定商取引法に美容医療のルールが加わりました。

平成29年12月1日に改正特定商取引法が施行され、美容医療のルールが新たに加わり、以下のようになりました。

◆ 特定商取引法に該当するための要件

- ・ 身体の美化その他のその者の心身に関する目的を実現させることをもって誘引が行なわれるもので、目的が実現するかどうかは確実にないもの。
- ・ 期間が1ヶ月を超え、金額が5万円を超えるもの
- ・ 脱毛：光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法
- ・ にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化：光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ・ 皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減：薬剤の使用又は糸の挿入による方法
- ・ 脂肪の減少：光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ・ 歯牙の漂白：歯牙の漂白剤の塗布による方法

◆ 主な規制

概要書面・契約書面の交付、迷惑勧誘等の禁止、不実告知、故意の事実不告知、威迫・困惑行為の禁止、誇大広告等の禁止など

◆ 解約ルール

クーリング・オフ、中途解約、不実告知や故意の事実不告知により誤認して契約した場合の取消し等

(司法書士 小司隆信)



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

